

## 平成22年度 第5回宇部市特別職報酬等審議会会議録（要約）

日時 平成23年1月18日（火） 14時00分～16時00分

場所 市役所 本庁4階 第1委員会室

出席者

・出席委員8名

光井 一彦 （宇部商工会議所 顧問） 会長  
大田 明登 （弁護士） 会長職務代理  
赤川 信恒 （NPO 法人 うベネットワーク 理事長）  
河野 直行 （宇部市漁業組合連合会 会長）  
河野 幸子 （国際ソロプチミスト宇部 会長）  
梨木 譲二 （連合山口宇部地域協議会 議長）  
藤田 昭一 （宇部市自治会連合会 会長）  
脇 和也 （株）宇部日報社 代表取締役社長）

・欠席委員2名

河村 竜太 （宇部青年会議所 直前理事長）  
前田 文樹 （山口宇部農業協同組合 代表理事組合長）

・事務局

木藤 昭仁 （総務管理部長）  
常田 完治 （総務管理部次長）  
仁井 多加志 （総務管理部職員課長）  
村上 正和 （総務管理部職員課長補佐）  
島田 伸弘 （総務管理部職員課給与厚生係長）  
上村 圭二 （総務管理部職員課人事研修係長）  
綿貫 哲之 （総務管理部職員課主任）  
川本 満隆 （総務管理部職員課）

議事

### 1 行政委員の報酬の見直しについて

（事務局） 過半数以上の出席がありますので、会議が成立していることを報告します。それでは、議事進行につきましては、会長をお願いします。

（会長） 昨年11月に市長、副市長の給料、市議会議員の報酬の額について、市長へ答申しました。答申の中で、非常勤職員の報酬については継続して審議することになっていました。

最近是非常勤職員の報酬等についても市民の目線は厳しくなっています。行政委員会をはじめ、審議会・協議会等については、多くの方が参画されますが、これらの報酬について、慎重に審議し、相応の報酬とする必要があります。様々な角度から発言していただき意見をとりま

とめ、答申したいと考えています。委員の皆様には、引き続きよろしくお願ひいたします。

今後の日程等については、審議の状況に応じて決めていきたいと思ひます。

それでは、事務局より資料が配付されていますので、それについて事務局の方から説明をお願ひします。

(事務局) <「行政委員及び各種審議会、協議会委員等の報酬について」等の説明～約13分～>

(会長) 選挙管理委員会は国政選挙や県関係の選挙の際には、国や県から補助金が入りますか。

(事務局) 国政選挙の場合は国から、県関係の選挙の場合は県から補助金が入りますが、市長や市議会議員の選挙の場合は市負担となります。この補助金は選挙執行に関する費用に対するものであり、選挙管理委員の報酬は市の負担となります。

(会長) 報酬の額について、県内である程度均衡を保つ必要はないのですか。

(事務局) 選挙管理委員の報酬額は県内でも異なっています。あまり大きな差はありませんが、宇部市は41,000円、山口市46,600円、周南市39,000円となっています。

(会長) それでは、まずは、月額支給のままが良いのか、日額とするのか。支給方法について意見はありますか。

(事務局) 他自治体の見直しの状況を参考として配付しています。全て日額、日額と月額を併用、原則日額とし特別な事情がある場合は月額とする等となっています。

(委員) 時間割でも良いのではないかと考える反面、あまりにも絞り過ぎると引き受ける人がいないのではないかと考えます。基本は日額とすることで良いのではないのでしょうか。ただ、報酬の額については、正直悩んでいます。頻繁に活動される委員は、現在の総支給額を上回ることもあるかもしれません。

(委員) 市民にわかり易くするには全て日額とするのが妥当です。行政委員会は、それぞれ分野の違う専門性があるのではないのでしょうか。専門的であるからこの委員会は月額とするというのは説明が難しいと思ひます。見直しの方法はいろいろあると思いますが、静岡県が全て日額にしたのは、やはりわかり易さがあつたのではないのでしょうか。月額と日額を併用する方法もありますが、市民にわかり易くする方が良いと考えます。市民が主役ということからもそのように考えます。専門性等を考慮するのは行政側の見方だという気がします。

(委員) 日額と月額の併用は疑問に思ひますが、基本的には案に賛成です。

(会長) 県内他市の状況を見れば、これまで宇部市が常識的な範囲の中で報酬額を設定してきたと思ひます。

(委員) 選挙管理委員の報酬は毎月支給されているのですか。それとも選挙のあるときだけですか。

(事務局) 現行は月額制であり、選挙の有無に関わらず毎月支給されています。

(委員) 常に活動されているのですか。

(事務局) 選挙がない場合でも、基本的には月に1～2回は委員会が開催されます。

本年4月に市議会議員と県議会議員の選挙が執行されるため、これからは活動回数は多くなると思います。

(委員) 選挙がないときには、月に1～2回の委員会の出席で、これだけの報酬があるということですか。選挙は何年かに1回ですよね。

(事務局) 衆議院、参議院、県知事、県議会議員、市長、市議会議員、農業委員会の委員等、通常は毎年選挙が執行されます。

(委員) この案の日額は、個人の活動も含めた場合の日額ですか。

(事務局) 個人の活動は含まれていません。

(委員) 公平委員会委員の活動内容はどのようなものですか。

(事務局) 公平委員会も月に1回は委員会が開催されています。

公平委員会の職務内容は、勤務条件等で不利益を被った職員が不服申立てをした場合に、その内容を審査する等であり、そのような申立てがあれば、活動回数が多くなります。

選挙管理委員も4年で8回選挙がありますので、平均すると年に2回となります。

平成21年度の活動実績は、教育委員会委員が年間29日、選挙管理委員が年間30日、公平委員会委員が年間12日となっています。

(委員) この案については概ね賛成です。それぞれ事情が異なりますが、私が参加する別の会議ではだいたい2時間で3,000円程度です。

(委員) 日額というのは、2時間を想定しているのですか。それとも8時間ですか。

(事務局) 委員会によって、また、案件によって時間は異なると思います。

(委員) 選挙管理委員会委員は、選挙の際には開票事務等もあり、かなり長時間拘束されます。

日額とした場合、活動回数が多くなれば、かえって総支給額が高くなることにもなりかねません。そのように考えると、月額報酬の中で活動していただいた方が良いのではないかと考え

ます。

(委員) 元々、月額から日額に支給方法を見直すようになった経緯というのは、一般的な感覚として、各委員会がそれほど活発な活動をしていないにも関わらず高額な月額報酬をもらっているということに対して疑問が生じているというのが基本にあるのだらうと思います。

今回審議する上では、本当に活動に見合ったような適切な報酬か否かというのを考えなければなりません。それでは、活動とは何かと考えると、目に見えるものとしては会議や委員会になるのだと思います。会議等がある程度活動の主であるものは日額とし、それだけでは汲み取れないというものについては月額報酬にせざるを得ないと思います。

まずは、委員会毎に日額にするもの月額にするものを分ければ良いと思います。

農業委員会委員については、委員会以外の日常的な活動もあるというのは理解できます。

それから、会議をするための会議というのはあってはならないと思います。日額とした場合には、仮にそういった会議があれば排除できます。

一方で日額にすると、本当に活動をもっとしないといけないという事案が発生した場合に、それを月額報酬という枠に縛られることなく、活発な活動に見合った報酬が支払われることとなります。そういう観点から見ると、公平委員会は事案がない場合の活動は基本的に定例会のみであるのに、月額支給であったこと自体に疑問を感じます。ただ、事案が発生したときは、資料を調べたり記録を読んだりするなどの時間も反映していただきたいと思いますので、何をもちって活動日数とするのかということのも大切なことだと思います。

(会長) 活動回数が月によって異なるにも関わらず、毎月同額が支給されているというのがおかしいということで、最近各地で支給方法についての議論がされています。何をもちって活動とし日額支給とするのか、活動内容の価値をどのように判断するのかは難しいところです。ただ、本審議会としては、行政委員間の公平性について市民が納得する答申をすることが大切なことだと思います。

現行では、教育委員会委員と選挙管理委員の報酬額が2倍以上の差があります。

教育委員会委員と選挙管理委員で報酬額に差があるのはどのように考えればよいのですか。

(事務局) 教育委員会委員と非常勤の識見の監査委員は、他の委員と比較し月額が高くなっています。教育委員会委員は月額99,000円、選挙管理委員と公平委員会委員は月額41,000円となっています。教育委員会委員は、教育全般の件に関して幅広くご審議いただいているため、このような報酬額となっていると思われます。

(会長) 基本的には、日額化への見直しが各自治体で進められている流れの中で、日額支給とする方向で考えるべきではと考えます。そして、支給方法を見直す際に報酬額についても公平に見直していくのが本審議会での審議すべき点であると考えます。

報酬額としては、浜松市は、教育委員会委員、選挙管理委員会と公平委員会の委員は日額21,000円となっています。

(委員) 識見の監査委員の報酬月額、宇部市は99,000円、改正前の浜松市は250,000円

です。金額についてではなく、考え方について議論しないといけないと考えます。

(委員) 行政委員の活動の定義として、市に対する奉仕であるという理念があっても良いのではないかと考えています。

(会長) 今回答申する内容で、今後疑義が生じるようであれば、2年後の報酬等審議会で審議することもできます。

例えば、活動日数が月に10日以上であれば月額制、1日程度であれば日額制という考え方もできるのではないかと考えます。

(委員) 究極を言えば、時給制で良いとも考えます。

(事務局) 例えば、選挙管理委員は、選挙当日の拘束時間は10時間以上です。

(会長) 選挙立会人には報酬は支給されるのですか。

(事務局) 支給されます。

(委員) 選挙管理委員の活動は、時間的にかなり拘束されたものになります。その辺りを考慮して報酬額を決めないといけないと考えます。報酬は、あくまで活動に対してのものであると考えています。

(委員) それを考慮したものが、「案2」となっているのでしょうか。

(事務局) 「案2」は、年間の総支給額と活動日数から日額単価を算出したものです。活動日数が少なければ、単価は高くなります。

(委員) それを選挙管理委員の単価に統一した場合が、「案2」ですね。

(事務局) そうです。ただし、あくまでもたたき台であり、考え方も含めて本審議会で議論・決定していただきたいと考えています。

(会長) 全ての行政委員会で同一の単価とするのは、止むを得ないと思います。そのことを前提に金額を決定していけば良いと考えます。

(委員) 教育委員会委員は、かなり活動回数があるように思います。仮に、この案であれば教育委員会委員は大幅な減額となりますが、いかがでしょうか。

(委員) 支給方法を日額に見直した場合、拘束時間も考慮すべきではないでしょうか。時給制を考えても良いのではないのでしょうか。

(事務局) 2時間から3時間まではこの金額、3時間を超えたらこの金額というようにすることは可能であると考えます。

(委員) 農業委員会の委員は、日常的に様々な活動をしていると聞いています。選挙で選ばれた方が委員となっていることから、月額でも良いのではないのでしょうか。

(会長) 原則、支給方法は日額とし、日額単価は案2の額、ただし、農業委員会委員については月額というのはいかがでしょうか。

結論については、次回の審議会までに事務局で資料を作成していただき、審議した上で決定したら良いと考えます。

## 2 固定資産評価審査委員会委員の報酬額の見直しについて

(会長) 次に、固定資産評価審査委員会委員の報酬額について審議したいと思います。  
支給方法は既に日額となっていますが。

(事務局) 固定資産評価審査委員会は、固定資産に係る不服申立てがあった場合に、審議するために開催されます。よって、日額支給となっています。

(会長) 固定資産評価審査委員会委員については、支給方法は日額のままで、報酬額については各行政委員の報酬における考え方と同様、現行の報酬額から5%減額するというのでいかがでしょうか。

委員から特に意見なし

## 3 附属機関の委員報酬の額の見直しについて

(会長) それでは、附属機関の委員報酬について追加資料が配付されています。事務局から説明をお願いします。

(事務局) <追加資料として配布した「附属機関の委員の報酬額改定に伴う効果額」等の説明～約2分～>

(会長) 附属機関の委員数は600人近くであり、大幅に見直した場合には、財政的にある程度効果があると考えられます。5%の削減では、削減効果は少ないようです。

私の意見としては財政状況、県内他市の状況を踏まえると4,000円程度が妥当だと考えますが、皆様どうでしょうか。

(委員) 報酬の額によって附属機関の委員になる人は少ないと思います。4,000円でも問題ないのではないのでしょうか。

附属機関の委員の報酬については、昔は3,000円程度だったと記憶しています。

(事務局) 附属機関の委員の報酬については、平成9年度から6,300円になっています。市長等特別職の給料の上昇に合わせて増額されてきた経緯があります。

(会長) それでは、附属機関の委員報酬は4,000円でいかがでしょうか。

委員から特に意見なし

#### 4 第6回の審議会日程について

(会長) それでは次回の日程ですが、事務局の方で案はありますか。

(事務局) 日程についてですが、1月27日の木曜日の午後1時30分からいかがでしょうか。

委員から異議なし

次回開催は1月27日午後1時30分とする。

審議会終了時刻 16時00分